

令和8年度(2026年度) 特別区民税・都民税申告書
練馬区宛て

令和 8 年 月 日提出
※下記の太線内には必ずご記入ください。

フリガナ **ネリマ タロウ** 生年月日
氏名 **練馬 太郎** 明・大・**⑧**・平・令
33・3・16

8年11月1日 練馬区 **豊玉北 6-12-1**
の住所
現在の住所 **同上**
電話 **03-3993-1111**
個人番号(マイナンバー) 宛名番号

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。
※個人番号欄が空欄の場合や、確認書類がない場合は、区職員が住民情報から確認させていただきます。
【本人以外の方が記入した場合】

氏名 電話 本人との続柄(関係)

① 所得金額

※収入(所得)がなかった方は裏面1を記入してください。※源泉徴収票は申告書に、ホチキス留めてください。(のり付け不可)
前年中(1月1日から12月31日まで)の状況について

	① 収入金額	② 必要経費	所得金額(①-②)
給与(源泉徴収票添付)	※源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計)を右の①に記入してください。 ※源泉徴収票がない場合は裏面2の給与明細を記入し、合計を右の①に記入してください。		給与収入 ④ 6,000,000 円
公的年金等(源泉徴収票添付)	※遺族・障害年金等は記入せず、裏面1の③に記入してください。 ※公的年金等の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計)を右の②に記入してください。		公的年金等収入 ⑤ 1,250,000 円
雑所得(業務)			① 円
雑所得(その他)			② 円
営業等		青色申告特別控除 円	③ 円
不動産		青色申告特別控除 円	④ 円
配当(総合) ※裏面5も記入してください。			⑤ 円
総合譲渡(短期・長期)・一時 ※該当に○を付けてください。		特別控除 円	⑥ (長期+一時)×1/2+短期 円*
農業		青色申告特別控除 円	⑦ 円
利子 ※裏面5も記入してください。			⑧ 円*
※分離譲渡所得等を申告する方は裏面10に記入してください。			⑨ 円

練馬区記入欄→

② 所得から差し引く金額(その1)

※dには、10万円セルフメディケーション税制の特典を記入してください。

医療費控除(明細書添付)	a.支払った医療費等 円	b.補てんされる金額 円	c.差し引く金額(a-b) 円	給与と分年分金を合算 %のいずれか少ない方を記入してください。 ※の場合は12,000円を記入し、区分に○を付けてください。	控除金額(c-d) 円
社会保険料控除	e.雇保・後期高齢者医療・国民年金等支払額 f.国民年金等支払額(証明書原本添付) g.源泉徴収票の社会保険料控除額		円	区分 ⑦ 108,200 円	控除金額(e+f+g) 円
小規模企業共済等掛金控除(証明書原本添付)	「小規模企業共済等掛金」 「確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)」 「心身障害者扶養共済掛金」の合計額		円	⑧ 108,200 円	円
生命保険料控除(証明書原本添付)	新一般生命保険支払額 円 旧一般生命保険支払額 150,000 円	新個人年金保険支払額 円 旧個人年金保険支払額 100,000 円	介護医療費保険支払額 円 源泉徴収票の生命保険料控除額 120,000 円		50,000 円
地震保険料控除(証明書原本添付)	地震保険支払額 円	旧長期損害保険支払額 22,000 円	源泉徴収票の地震保険料控除額 50,000 円		円
雑損控除(証明書原本添付)	損害の原因 損害年月日 h.損害金額 i.補てんされる金額 引損失額(h-i) 円		円	円	円

給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の住民税の課税方法 ※選択する場合は○で囲んでください。

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票																
支払を受ける者		住所又は居所														
		(フリガナ)			生年 月日		明治		大正		昭和		平成		令和	
		氏名														
区分					支払金額		源泉徴収税額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分					1 250 000		0									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																
所得税法第203条の3第7号適用分																
本人		被保険者(被保険者となる者)			控除対象扶養親族の氏名			控除対象扶養親族の生年 月日		障害者の数		非居住者 からの 徴収税額		社会保険料の額		
特 別 障害者		その他の 障害者		ひとり親 寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別		その他		30 000		
							人		人	人	人	人	人		円	
源泉控除対象配偶者					控除対象扶養親族					16歳未満の扶養親族						
区分					氏名		区分		氏名		区分		氏名			
(親族)					氏名		区分		氏名		区分		氏名			
支払者		法人番号														
		所在地														
		名称														
		電話番号														

本人控除

☆障害者控除を申告する場合は、障害者手帳の写し（手帳がない方は、「障害者控除対象者認定書」や「成年後見登記事項証明書」）を添付してください。

障害者控除（証明書等添付）★	寡婦	ひとり親	勤労学生（証明書添付）
身体・精神 級 / 障害者認定 寛（療育） 度 / 成年後見	死（別） / 無（別） / 生死不明 事由発生 昭・平・令 年 月	○	学校名

※配偶者の合計所得が58万円以下の場合、記入してください。
 ※別居の場合、必ず裏面12をご記入ください。国外居住者の場合、送金関係書類等の添付が必要です。

配偶者控除（同一生計配偶者含む）

（控除）対象者 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度（証明書等添付）☆	区分
氏名 練馬 花子	配偶者	1明・2大・3昭・4平 45・9・27	身体・精神 級 / 障害者認定 寛（療育） 度 / 成年後見	同居★

左寄せで記入してください。

※申告者の前年中の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が58万円超133万円以下の場合、記入してください。合計所得の算出方法は手引き（所得の速算表）を参照してください。

収入 円 → 配偶者の合計所得 円 → 配偶者特別控除額 円

扶養控除・特定親族特別控除

★別居の親族がいる方は、必ず裏面12をご記入ください。国外居住者
 ☆障害者控除を申告する場合は添付資料が必要です。本人控除欄の別居

控除対象者 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度（証明書等添付）☆	区分	特定親族特別控除 該当 控除額
氏名 練馬 一郎	子	1明・2大・3昭・4平 16・6・8	身体・精神 級 寛（療育） 度 / 成年後見	同居★	450,000 円
氏名 練馬 二郎	子	1明・2大・3昭・4平 18・9・23	身体・精神 級 寛（療育） 度 / 成年後見	同居★	円
氏名 練馬 三郎	子	1明・2大・3昭・4平 20・5・5	身体・精神 級 寛（療育） 度 / 成年後見	同居★	円

※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以降生）は以下に記入してください。（控除対象外）

16歳未満 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度（証明書等添付）☆	区分
氏名 練馬 四郎	子	平成・令和 23・3・12	身体・精神 級 寛（療育） 度 / 成年後見	同居★

※19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族（特定親族）の場合、特定親族特別控除が受けられます。

合計所得金額	控除額
58万超～95万円以下	45万円
95万超～100万円以下	41万円
100万超～105万円以下	31万円
105万超～110万円以下	21万円
110万超～115万円以下	11万円
115万超～120万円以下	6万円
120万超～123万円以下	3万円

④ 税額控除

住宅ローン控除に関する事項

（年末調整済の源泉徴収票添付）

所得税の住宅ローン控除を受ける住宅等の区分	居住開始年月日	所得税の住宅借入金等特別控除額	所得税の住宅借入金等特別控除額	特定取得	特別特定取得	特例取得	特別特例取得	特例特例取得
新築または購入	平成 30 年 3 月 1 日	250,000 円	70,550 円					
増改築等	平成 年 月 日	円	円					

寄附金に関する事項

（証明書原本添付）※

都道府県、区市町村分（ふるさと納税）※特例控除対象	金額
東京都	円
練馬区	円

収入（所得）がなかった方、別居の扶養親族等がいる方、所得金額調整控除に該当する方等は裏面をご記入ください。

裏面へ

本人控除

配偶者控除

扶養控除

特定親族特別控除

税額控除

住宅ローン控除

寄附金

障害者控除
 寡婦
 ひとり親
 勤労学生

配偶者
 老配
 特配
 扶養
 老人

特定
 扶養
 親族
 特別
 控除

別居
 関係
 書類
 等
 の
 添
 付
 が
 必
 要
 です。

所得
 の
 速
 算
 表
 を
 参
 照
 し
 て
 下
 さ
 い。

別居
 関係
 書類
 等
 の
 添
 付
 が
 必
 要
 です。

所得
 の
 速
 算
 表
 を
 参
 照
 し
 て
 下
 さ
 い。

★12 別居(国外居住)の場合の住所 配偶者・扶養親族			
氏 名	住 所 (1/1 現在お住まいの住所)	国外居住の場合★	★国外居住者を扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除・障害者控除の対象とする場合「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付が必要です。
練馬 一郎	長野県上田市 1-2-3	☐ 30歳未満または70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	ただし、対象者が30歳以上70歳未満の扶養控除については、「留学」「障害者」「38万円以上の支払」のいずれかに該当しない場合は対象外となります。扶養控除欄の「国外居住の場合」の該当する□にチェックを入れ、「留学」「38万円以上の支払」については、上記の添付書類に加え、以下の書類を添付してください。
		☐ 30歳未満または70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	・留学……留学ビザ等書類 ・38万円以上の支払……その年において生活費または教育費に充てるための支払い（送金等）金額の合計が38万円以上であることが明らかな送金関係書類※これらの関係書類が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文が必要です。
		☐ 30歳未満または70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	

支 払 を 受 け る 者		住 居 又 は 居 所	練馬区豊玉北 6-12-1		(受給者番号)		
			(役職名)				
			氏 名		ネリマ タロウ		
			姓 名		練馬 太郎		
種 別		支 払 金 額		給付所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額	
給与・賞与		6 000 000		4 360 000		2 948 200	
(親属)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)	
老人		控除の額		特定 老人		非居住者である親族の数	
有 無		千 円		千 円		千 円	
○		380 000		1		1	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
630 000		78 200		120 000		50 000	
(摘要)						住宅借入金等特別控除の額	
						70 550	
年金保険料の控除の内訳		国民年金保険料の金額		介護保険料の控除額		新国民年金保険料の金額	
150,000		50,000				100,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
1		30 3 1		住		25,000,000	
住宅借入金等特別控除の額		250,000					
(配偶・扶養親族)		氏名		氏名		氏名	
ネリマ ハナ子		練馬 花子		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額	
				基礎控除の額		所得金額調整控除額	
1		氏名		氏名		氏名	
ネリマ イチロウ		練馬 一郎		10		ネリマ シロウ	
2		氏名		氏名		氏名	
ネリマ ジョウ		練馬 二郎					
3		氏名		氏名		氏名	
ネリマ サブロー		練馬 三郎					
4		氏名		氏名		氏名	
未成年者		氏名		氏名		氏名	
受給者生年月日		昭和 33 3 16					
支 払 者		住所(氏所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)	

特定親族の合計所得金額	源泉徴収票区分	住民税控除額
58万円超 85万円以下	10、11	45万円
85万円超 90万円以下	20、21	45万円
90万円超 95万円以下	30、31	45万円
95万円超 100万円以下	40、41	41万円
100万円超 105万円以下	50、51	31万円
105万円超 110万円以下	60、61	21万円
110万円超 115万円以下	70、71	11万円
115万円超 120万円以下	80、81	6万円
120万円超 123万円以下	90、91	3万円

源泉徴収票に記載された区分に該当する控除額（または特定親族の合計所得金額欄に該当する控除額）を申告書の控除額欄に記載し、該当欄に○をしてください。